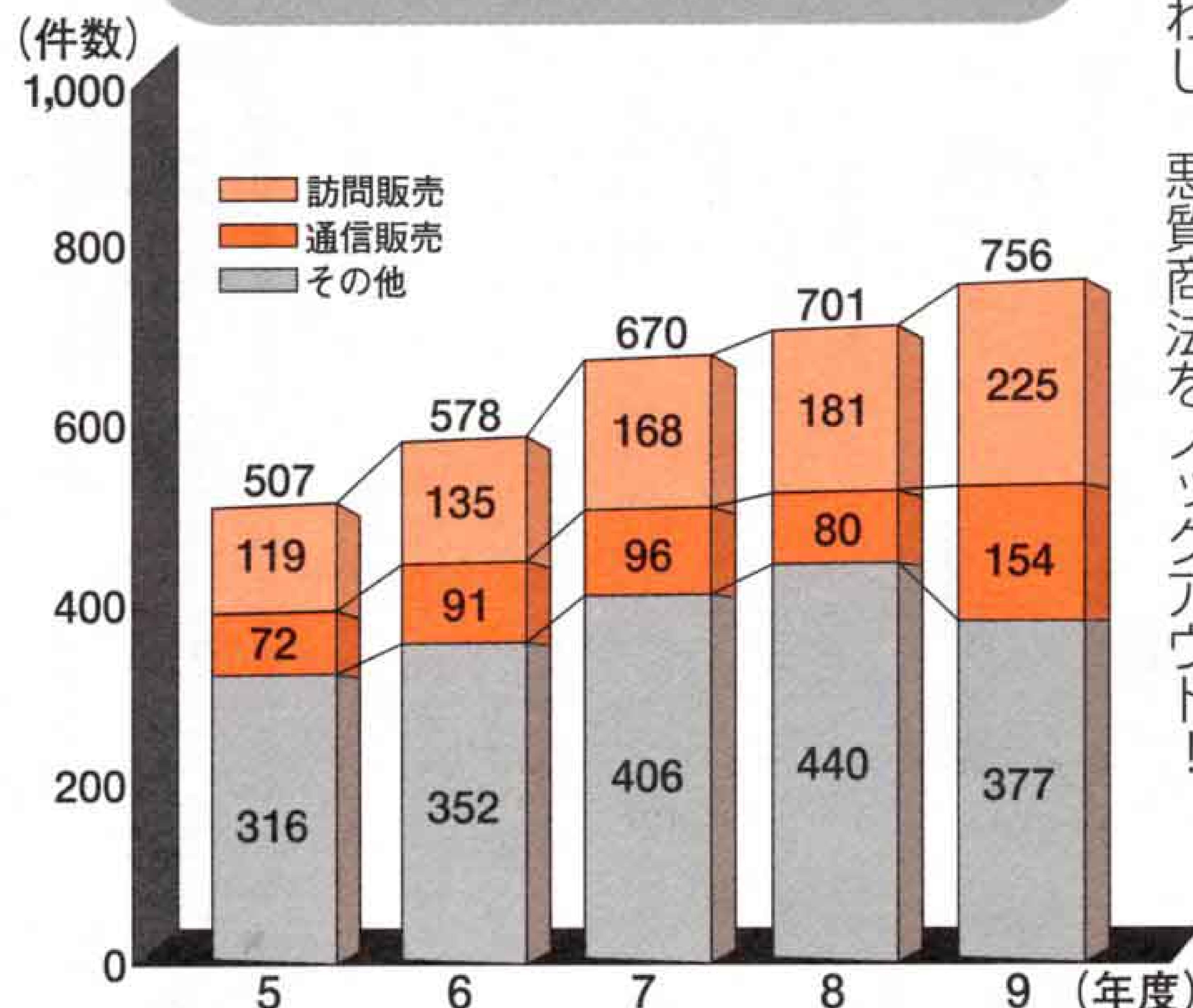


# 悪質商法をツケアラウト



富士市消費生活センターに寄せられた  
年度別相談件数



悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことです。悪質商法による被害は年々増加しています。今、私たち消費者は多くの商品やサービスの中から自分の好きなものを選ぶことができます。便利になった反面、消費生活中でよいもの悪いものを見分ける確かな目を持つことが必要になりました。

今回、富士市消費生活センターに寄せられた悪質商法に関する相談の中から、四つのケースを紹介します。

確かに目を持ち、あの手この手の販売方法から身をかわし、悪質商法をノックアウト！



「ファックス電話機を購入して会員にならないか。次々と知人を紹介して会員をふやせばあなたの収入になる。今なら絶対にもうかる。ほんの一部の人しか入ることができない」と勧められ、契約してしまった。

## ケース1

**楽して大金?  
マルチ商法の危険性**

不況の中、悪質業者も生き残りをかけ、より巧妙な手口で近づいてきます。平成九年度に富士市消費者センターに寄せられた相談件数は七百五十六件。特に訪問販売、通信販売に関する相談が大幅に増加しています。そして、契約金額の総額は何と、約七億六千万円にもなります。その中から、ふえつつあるケースを紹介します。

**あなたをねらう手口!  
思い当たることありますか?**

**★注意点**  
マルチ商法とは

- ①まず、あなたが高額な商品を購入して販売組織の会員になる
- ②あなたと同じように入会し、商品を買う人を紹介する。紹介すればするほど紹介料として大金があなたに入ってくる。という仕組みになっています。しかし、人の紹介は簡単ではなく、自分の出資した金額を取り戻せる人はほとんどいません。また、友人などを無理に誘うため人間関係を悪くするおそれもあります。

## ケース2

**布団クリーニング?  
実は高額掃除機販売**

「布団のクリーニングをしませんか。キャンペーン期間中で一枚二三百円であります」という電話があり、頼んだ。大型の掃除機でクリーニングをした後、掃除機の購入を勧められて、契約してしまった。

### ★注意点

ほ～ら、  
ダニがとれた！



学習教材を扱う業者には、家庭教師と学習教材をセットで勧める業者もあります。契約をした場合、家庭教師が派遣されない、アルバイトの家庭教師で対応が悪いといったこともあります。契約の前に、本当に必要か、もう一度考えることが必要です。

### ケース4

安易にサラ金  
無人契約機による多重債務

一年前に無人契約機でカードをつくりキャッシングを続けているうちに負債額が大きくなつた。別会社のカードをつくってお金を借り、返済することを繰り返してきたが、負債額は大きくなる一方で返済できなくなつてしまつた。



●クーリング・オフとは  
訪問販売、電話勧誘販売なら書面を受領した日から八日以内、マルチ商法なら書面を受領した日から二十日以内です。  
セールスマンが突然家に来て、または突然の電話で勧説され、買うつもりはなかつたのに、つい契約してしまつた。そんなときに頭を冷やしてよく考え（クーリング）、契約を解除（オフ）できるのです。

# クーリング・オフ制度

### ケース3

進級・入学前に多い  
学習教材と家庭教師の  
契約トラブル

四月から中学生になる息子にどうかと家庭教師の契約を勧められた。その際に、教材三年分も必要になると言われた。高額なので後日相談してから返事をしたいと伝えたが「今でなければダメ」とせかされ、また「勉強についていけませんよ」と不安もあおられ契約してしまつた。

### ★注意点

テレビコマーシャルや雑誌、チラシなどで宣伝している無人契約機は「サラ金」です。安易な気持ちで借金をすると、短期間に高額な利子がつき、多重債務に陥る危険性があります。また、「ローン一本化」「他店で断られた人、歓迎」といった広告がありますが、別の人についても早目の相談が必要です。サラ金業者を紹介して手数料を取るだけの場合についても特に早目の相談が必要です。

はがき（簡易書留）でクーリング・オフをするとき

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 申込（契約）日                | 〇〇年〇〇月〇〇日     |
| 商品名                    | （〇〇〇〇〇）       |
| 金額                     | （〇〇〇円）        |
| 販売会社名                  | （〇〇〇〇〇〇〇）     |
| 担当者名                   | （〇〇〇〇）        |
| 右記申込みを撤回（または契約を解除）します。 |               |
| 〇〇年〇〇月〇〇日              | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 |
| 氏名                     |               |

※はがきはコピーをとって保管してください

## ▼消費生活相談▲

勧説を受けて迷ったとき、契約してしまったけれど解約したいときは、すぐに保健女性センター2階消費生活センターへ。

相談方法 毎週月～金曜日の9:00～16:00（12:00～13:00は休み）に電話または来所  
電話 64-8996